

2024年問題に備える 労務管理対策セミナー

「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されておりますが、2023年4月より、中小企業も、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上へ引き上げられました。また、2024年4月からは企業規模を問わず、建設業や運送業（自動車運転業務）へも時間外労働の上限規制が適用されます。本セミナーでは、2024年問題が建設業や運送業に及ぼす影響や対策、さらに日常生活や社会にもたらす影響について解説いたします。会社と従業員を守るために、ぜひ本セミナーをご活用ください。

2024年 3月 18日 (月) 14:00~16:00

講師



シグマ総合事務所 代表
社会保険労務士・行政書士
精神保健福祉士

あかざわ まさる
赤澤 将氏

<講師プロフィール>

明治大学法学部卒業。明治大学大学院博士前期課程民事法学専攻（財産法）修了。司法試験受験をしながら学習塾講師を経て、損害保険会社嘱託営業社員、損害保険法人代理店代表、経営コンサルティング会社執行役員を経て現職。中小企業を中心に、労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理全般にわたる診断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予防・早期発見及び対処のための職場環境改善コンサルティングやセミナー・研修講師としても活動中。「人」という、企業・組織のもっとも大切な経営資源を最大限活かすことができる職場にし、組織パフォーマンスを向上させるためのポジティブな人事労務戦略を提案している。

講座内容

- 働き方改革における「2024年問題」とは？
- 時間外労働上限規制はどう変わる？
(改善基準告示改正のポイント)
- 割増賃金率引き上げとの関係は？
- 運送業界への具体的な影響はどうなる？
- 2024年問題への労務管理対応のポイントは？

※現時点におけるカリキュラム案であり、変更の可能性もあり得ます。

会場

八千代商工会議所 2階会議室 (八千代市八千代台南 1-11-6)

※駐車場の台数に限りがあるので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

受講料

無料

定員

30名 (定員になり次第締め切り)

※参加票は発行しませんので、連絡がなければそのままお越しください。

お問合せ

八千代商工会議所 (担当: 松橋) TEL 047-483-1771

申込方法

下記申込用紙に必要事項をご記入のうえ FAX、
または応募フォームからお申し込みください。

応募フォーム



(切り取らずにそのまま送信してください)

八千代商工会議所 行 (FAX 047-483-1773)

セミナー参加申込書

令和6年 月 日

事業所名		TEL	
住所		FAX	
受講者名①		受講者名②	